

中小企業等の金融円滑化への取組みに関する説明書類

富士宮信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、平成22年1月20日、理事会において「中小企業等金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を定めたほか、平成23年7月12日、「金融円滑化マニュアル」を定め、より体制を強固にして中小企業等の金融円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。

第1 中小企業等金融円滑化に関する取組方針の概要

1. 取組方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 態勢整備の概要

- (1) 理事会を金融円滑化管理に関する最終意思決定機関と定めています。
- (2) 常務会において、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者、顧客サポート管理責任者を選任し、金融円滑化管理態勢を整備しています。
- (3) 本部長を金融円滑化管理全般の統括責任者としています。
- (4) 中小企業等金融円滑化対応委員会を設置しています。
- (5) 各営業店長を金融円滑化営業店管理者、融資係長を金融円滑化管理担当者に選任しています。
- (6) 各営業店および本部に「融資ご相談窓口」を設置しています。
- (7) 必要に応じ、他の金融機関との緊密な連携を図っています。

第2 中小企業等金融円滑化への取組み状況を適切に把握するための体制の概要

1. 実施の概要

- (1) 選任した金融円滑化管理責任者等により、関係業務部門及び営業店等から金融円滑化関連情報を収集し、当該情報を適切に管理しています。
- (2) 各営業店では、お客様からの融資申込み、貸付けの条件変更等の申込み受付から、結果の説明までが適切に行われているかを確認し、内容を適切に記録、保管しています。

2. 報告体制の概要

- (1) 関係業務部門及び営業店等は、定期的にもたは必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者等に対して金融円滑化関連情報を報告しています。
- (2) 金融円滑化管理責任者は、定期的にもたは必要に応じて随時、理事会、常務会及び監事等に対して金融円滑化関連情報又は金融円滑化管理の状況について報告を行っています。
- (3) 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等から報告を受けた情報、または理事会、常務会及び監事等に対して報告を行った情報のうち、適切な金融円滑化の実施にあたって必要と判断した情報については、関係業務部門及び営業店等に対して還元し、共有しています。

第3 中小企業等金融円滑化への取組み態勢に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

1. 実施の概要

- (1) 各営業店に設置した「融資ご相談窓口」にて、お客様からの苦情相談を受付けています。
- (2) その他、本部融資部に専用フリーダイヤルを設置し、お客様からの苦情相談等を受付けています。

貸付条件変更の相談及び変更等に関する苦情相談窓口 富士宮信用金庫 融資部 専用フリーダイヤル 0120-117-615

- (3) 本部リスク統括部により、苦情等対応に関する報告管理を行っています。

第4 中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. 体制の概要

- (1) 本部営業店サポート部により、経営改善計画書の作成支援を行う等、お客様の経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細やかな支援を行っています。

第5 中小企業等金融円滑化への取組み状況【中小企業者】(別表1及び別表2)

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[お客様が中小企業者である場合]

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	313	3,843	6,433	9,222	12,076	16,010	18,165	20,279	22,335	25,347	27,679	30,828	33,629	36,850	40,250	42,941
うち、実行に係る貸付債権の額	232	2,973	5,529	7,001	10,052	13,380	15,845	17,631	20,050	22,406	25,030	27,758	30,778	33,400	36,118	39,661
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	278	452	510	510	691	846	848	875	877	974	1,064	1,138	1,260	1,303	1,371
うち、審査中に係る貸付債権の額	80	465	257	1,510	384	779	315	621	229	874	485	814	343	768	1,408	457
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	125	194	201	1,129	1,158	1,158	1,178	1,180	1,189	1,189	1,190	1,369	1,420	1,420	1,450

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[お客様が中小企業者である場合]

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	29	264	470	642	857	1,094	1,282	1,440	1,604	1,820	2,024	2,214	2,406	2,657	2,899	3,103
うち、実行に係る貸付債権の数	20	194	388	543	751	947	1,140	1,313	1,467	1,670	1,862	2,047	2,228	2,433	2,662	2,891
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	11	37	39	39	52	61	63	66	68	73	82	85	96	100	106
うち、審査中に係る貸付債権の数	9	49	30	42	31	56	42	22	28	37	44	39	33	64	73	39
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	10	15	18	36	39	39	42	43	45	45	46	60	64	64	67

第6 中小企業等金融円滑化への取組み状況【住宅資金借入者】（別表3及び別表4）

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔お客様が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	19	233	405	473	513	609	757	820	823	835	882	930	1,008	1,023	1,057	1,082
うち、実行に係る貸付債権の額	19	121	180	314	327	403	454	538	540	552	558	615	711	717	730	756
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	16	57	93	93	124	140	193	193	193	193	206	206	206	236	236
うち、審査中の貸付債権の額	0	81	108	6	27	15	97	0	0	0	41	18	0	10	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	14	59	59	65	65	65	89	89	89	89	89	89	89	89	89

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔お客様が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成24年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	1	20	33	40	48	58	65	70	71	72	75	78	85	88	91	92
うち、実行に係る貸付債権の数	1	9	16	28	30	41	44	50	51	52	53	56	64	65	68	69
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	4	7	7	11	12	14	14	14	14	15	15	15	17	17
うち、審査中の貸付債権の数	0	8	9	1	6	1	4	0	0	0	2	1	0	2	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	4	4	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6

以上